

証券コード 3057
2022年5月10日

株 主 各 位

(本店所在地)
名古屋市中区栄3丁目12番23号
(本社事務所)
東京都渋谷区神南1丁目20番5号
株 式 会 社 ゼ ッ ト ン
代表取締役社長 鈴木 伸 典

第27回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第27回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面もしくはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2022年5月24日（火曜日）午後6時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2022年5月25日（水曜日）午前10時30分
(受付は午前10時からとなります。)
2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂1丁目21番1号 渋谷ソラスタ4階
「渋谷ソラスタコンファレンス 4D」
※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
※ご出席の株主様向けのお土産のご用意はございません。予めご了承ください。
3. 目的事項
報 告 事 項
 1. 第27期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）
事業報告の内容報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人
及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第27期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 資本金および資本準備金の額の減少ならびに剰余金処分の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |

4. 議決権の行使に関するご案内

- (1) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- (2) 書面による議決権行使の場合は、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。
- (3) インターネットによる議決権行使の場合は、43頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。
- (4) 議決権行使書の郵送による方法とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。また、インターネットにより複数回、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- (5) 代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。当社定款第15条の定めにより、代理人は議決権を有する他の株主様1名に限られます。

5. その他本招集ご通知に関するご案内

本招集ご通知に添付すべき書類のうち、次の書類につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.zetton.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

- ① 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
- ② 連結株主資本等変動計算書
- ③ 連結注記表
- ④ 株主資本等変動計算書
- ⑤ 個別注記表

したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、会計監査人及び監査等委員会が監査した対象の一部であります。

なお、株主総会参考書類並びに、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.zetton.co.jp>) に修正後の事項を掲載させていただきます。

以上

(提供書面)

事業報告

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2021年3月1日～2022年2月28日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大による経済活動の制限が繰り返される中、新たな変異株の出現等により、景気の先行きは予断を許さない状況となっております。

外食業界におきましても、度重なる緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の発出による休業要請や外出自粛の強まりを背景に極めて厳しい経営環境が続きました。

こうした環境の中、当社グループは、安全面を配慮しながら、エリアや業態ごとに柔軟な運営を行ってきました。日本国内におきましては、人流が戻りにくいエリアや業態においては、雇用調整助成金の獲得によるスタッフの雇用維持や休業協力金を効率的に受けるための営業体制の最適化を図りました。一方で、消費が戻りつつあるエリアや業態におきましては、安全安心を第一義に積極的な営業、また、アフターコロナを見据え、お客様により楽しんでいただくことを目的に各事業のブラッシュアップを進めてきました。

具体的には、アロハテーブル事業において、“リアルハワイ”を掲げたリブランディングとして、空間や商品の見直しを図りました。また、プライダル事業では、来期への布石として、当社グループの大型店舗である「徳川園」にて、2022年4月よりのPark-PFI制度を活用した管理運営に切り替わることに伴い、コンソーシアムグループ「徳川の杜」の一員として、これまでのレストラン・ウェディング事業のみならず、特定公園施設の整備にも携わることが決定しており、来期の再開業を目指し大幅リニューアル及び新規事業を計画し、事業を拡張していきます。

米国ハワイ州にて事業を運営しております連結子会社のZETTON, INC. における国際事業におきましては、日本より早い経済活動の回復を背景に、業績が高水準にて推移いたしました。加えて、2021年9月に米国政府による「RRF(レストラン活性化基金)」受給に向けていち早く申請手続きを行い、

早期に助成金を得たことで、向こう約1年程度の運転資金を確保いたしました。これらを背景に、2021年11月には、カジュアルフレンチ店舗「Paris.Hawaii」を、ハワイの豊かな“AINA”（大地）に育まれた良質かつ環境に配慮された食材を使用し、フレンチの伝統技法で創り出す、アイランドフレンチの新店「natuRe waikiki」へリニューアルを実施。また、来期に向けて新規事業も計画、進行しております。

また、当社グループは、2021年12月に財務体質の強化及び企業価値の最大化を目的に、株式会社アダストリアに対して第三者割当増資による新株式の発行を行うと同時に、資本業務提携契約を締結し、2022年2月の同社の公開買付けを受け入れ、同社が当社の発行済株式総数の51%を保有したことにより、当社は同社の連結子会社となりました。

今後、同社とのシナジー効果を創出して、当社グループの持つブランド力を最大限に活かしてまいります。また、創業時からの企業理念「店づくりは、人づくり。店づくりは、街づくり。」はアフターコロナの新しい時代においてこそ、ぶれる事のない普遍の理念であることを再認識し、持続可能な社会の実現と永続的な企業価値の向上を目指してまいります。

当連結会計年度（2021年3月1日～2022年2月28日）の連結業績は、売上高4,619百万円（前期比2.1%減）、営業損失1,179百万円（前期は営業損失1,692百万円）、経常利益263百万円（前期は経常損失1,577百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益582百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失1,251百万円）となりました。

※店舗数については、当期間において2店舗の減少により、当連結会計年度末の店舗数は、直営店69店舗（国内63店舗、海外6店舗）、F C店4店舗の合計73店舗となっております。

(剰余金の配当について)

当社グループは、永続的な利益成長を図りつつ、成長に応じた株主の皆様への利益還元を行うことを重要な経営課題として認識しており、事業拡大の為の内部留保の充実等、当社グループの経営成績及び財政状態を勘案して利益配分を行っていくことを基本方針としております。

2022年2月期の外食業界におきましても、度重なる緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の発出による休業要請や外出自粛の強まりを背景に極めて厳しい経営環境が続きました。当社グループの業績につきましても、大幅な営業損失を計上しており、現時点においても、コロナ禍の収束時期を推し量ることが困難な状況が継続していることから、誠に遺憾ではございますが、「無配」とさせていただきます。

今後、早期に復配を実現できるよう、業績の回復に努力する所存でございますので、引き続き、ご支援賜りますようお願いいたします。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において当社グループは、既存店舗の備品及び改修を目的に総額30百万円の設備投資を実施し、収益基盤の拡充を図りました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、グループ所要資金として、金融機関より長期借入金及び短期借入金として総額1,050百万円の調達を実施いたしました。また、2021年12月に株式会社アダストリアを割当先とした第三者割当増資により、1,621,400株の新株発行（払込金額1株につき797円）を行っており、1,292百万円の調達を実施しております。

(4) 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区分	第 24 期 (2019年2月期)	第 25 期 (2020年2月期)	第 26 期 (2021年2月期)	第 27 期 (当連結会計年度) (2022年2月期)
売上高 (千円)	9,727,488	10,284,869	4,716,430	4,619,510
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失 (△) (千円)	210,639	345,302	△1,251,387	582,124
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△) (円)	48.80	80.00	△279.70	111.89
総資産 (千円)	2,747,086	3,225,995	3,541,123	5,220,924
純資産 (千円)	741,841	1,078,585	149,237	2,041,218
1株当たり純資産額 (円)	171.86	249.87	30.91	316.48

当社の財産及び損益の状況

区分	第 24 期 (2019年2月期)	第 25 期 (2020年2月期)	第 26 期 (2021年2月期)	第 27 期 (当事業年度) (2022年2月期)
売上高 (千円)	8,561,559	8,595,957	4,251,763	3,856,859
当期純利益又は当期純 損失 (△) (千円)	236,092	241,363	△985,931	77,967
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△) (円)	54.70	55.92	△220.37	14.99
総資産 (千円)	2,577,820	2,881,293	3,440,387	4,028,840
純資産 (千円)	637,800	857,530	226,308	1,596,532
1株当たり純資産額 (円)	147.76	198.66	46.87	247.53

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

(ア) 親会社に関する事項

当社の親会社は、株式会社アダストリアであり、同社は当社の普通株式3,289,400株（議決権比率51%）を保有しております。

株式会社アダストリアは、2022年1月4日から実施しておりました当社の普通株式に対する公開買付けにより、2022年2月21日付で、当社の親会社となりました。

（注）株式会社DDホールディングスは、議決権比率が20%を下回ったことから、当社の親会社に該当しないこととなりました。

(イ) 親会社との間の取引に関する事項

主要株主である株式会社アダストリア及びそのグループ企業との取引に関しては、グループの総合力強化を意識しながら、当社の事業活動に必要な財・サービスなどの取引がグループ内において可能な場合は、一般の市場取引と同様に交渉の上、決定しております。また、同社及び同社グループ内の各社と取引を行う際には、当社の企業価値向上、当社株主全体の利益の最大化を図るべく決定することとしております。

（注）当社は、株式会社アダストリアと2021年12月14日付にて資本業務提携契約を締結しております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	事 業 内 容
ZETTON, INC.	1,000千米ドル	100.0%	飲 食 店 舗 の 経 営

(7) 対処すべき課題

当期におきまして、外食業界は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、大きな影響を受けております。当社グループにおいても、飲食マーケットの縮小、休業や営業時間短縮の対応を取ったこと等により、大きな営業赤字を計上いたしました。今後はこれらの影響を軽減し、大きく変化していく世の新しい価値観に、しっかりフィットしていく必要があると認識しております。

このような状況の中で、当社グループは、創業時からの企業理念「店づくりは、人づくり。店づくりは、街づくり。」は新しい時代においてこそ、普遍の理念であるという決意を新たにして、持続可能な社会の実現と永続的な企業価値の向上及び財務体質の健全化を図るために、以下の課題に積極的に対処してまいります。

① E S 経営（従業員満足経営） 人材の確保及び育成

当社グループは、人材を最も重要な経営資源と位置づけ、優秀な人材の確保及び育成が今後の当社グループの成長にあたって重要であると認識しております。そのため、人材の確保については、企業理念や経営戦略を通じた魅力のある店づくり等積極的なPR活動を通じて、潜在する将来の人材にアピールしながら当社グループの認知度を向上させてまいります。また、人材の育成については、従業員のやりがい形成を行うことで従業員の能力が最大限に発揮できる環境作りが整うと考え、従業員一人一人に向き合った制度づくりを検討、推進してまいります。

② いい店づくり 既存事業の収益力向上

当社グループは、アロハテーブル事業、ダイニング事業、アウトドア事業、ブライダル事業、インターナショナル事業と様々な立地に対応した多様な業態を保有しており、高い業態開発力を持っております。その中において、顧客満足度を引き上げていくことを目的とした商品開発、サービス力の向上、新規来店者数の獲得を狙う販売促進やPR活動、これらを実行できる組織の充実を進め、収益力の持続的拡大を図ることを引き続き推進してまいります。

③ 展開力 新規事業への挑戦

当社グループは、既存店舗の収益を維持しながら、新たな成長エンジンとなる新事業、新業態の開発に挑戦し、継続的な業績拡大を図る為に、投資効果の高い優良立地への出店や既存設備を活用した事業の拡張に積極的に取組み、収益力を強化拡充する方針であります。

④ 持続可能な社会の実現に向けた取組み

当社グループは、持続可能な社会の実現と永続的な企業価値の向上を目指す為、事業活動を通して社会問題・環境問題の解決に向けた取組みを推奨しております。当社グループが取組むべき社会課題は「気候変動対策／資源効率化」と「地域の活性化」と捉え、(1)持続可能な低炭素・脱炭素社会実現への貢献、(2)持続可能な資源利用社会実現への貢献、(3)人権・労働に配慮した社会実現への貢献、(4)持続可能な社会を実現する地域づくりの貢献の4つの活動を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(8) 主要な事業内容 (2022年2月28日現在)

事業	事業内容
アロハテーブル事業	ハワイアンカルチャーをベースとしたライフスタイルを提唱するカフェ&ダイニング事業。 「ALOHA TABLE」を中心としたハワイ業態の店舗の運営を行っております。
ダイニング事業	出店する地域の人々や立地の特性に合わせた店舗ブランドの開発・再開発を行い、街の再開発の一端を担う事業。個店店舗戦略にて運営を行っております。
アウトドア事業	夏季を中心とした期間限定のイベント事業。商業施設の屋上に限らず、開放感あふれる場所を物件開発し、季節店舗の運営を行っております。
ブライダル事業	「Heritage Bridal Collection」ブランドによるレストランブライダルを展開。 歴史ある建物に家族の歴史を刻んでいただける、そんな素敵なウェディングを提供しております。
インターナショナル事業	米国 ハワイ州を中心とした海外進出事業。 「ALOHA TABLE」本店をはじめ、現在6店舗を運営しております。

(9) 主要な営業所及び店舗 (2022年2月28日現在)

当社 (本社) 東京都渋谷区
 (名古屋オフィス) 愛知県名古屋市中区
 ZETTON, INC. アメリカ合衆国 ハワイ州
 (主要な営業店舗)

名称	所在地
gz	東京都中央区
銀座ロビー	東京都中央区
shio kara	東京都中央区
gindachi	東京都中央区
ニホンバシイチノイチノイチ	東京都中央区
舌舌	東京都中央区
日本橋高島屋S.C. BBQ BEER GARDEN	東京都中央区
いい乃じ	東京都中央区
ALOHA TABLE ちらぼーと豊洲3	東京都江東区
神南軒 ルーフトップ BBQ ピアガーデン	東京都渋谷区
Aloha Amigo harajuku	東京都渋谷区
ALOHA TABLE 代官山	東京都渋谷区
HEAVENLY Island Lifestyle 代官山	東京都渋谷区
orangé	東京都港区
grigio la tavola	東京都港区
b&r	東京都港区
六七	東京都港区
ROOFTOP LOUNGE	東京都港区
ALOHA TABLE 赤坂	東京都港区
BALCÓN TOKYO	東京都港区
ALOHA TABLE 大崎	東京都品川区
食堂BAR カスマガセキ	東京都千代田区
ALOHA TABLE 飯田橋	東京都千代田区
ALOHA TABLE 中目黒	東京都目黒区
Aloha Amigo ikebukuro	東京都豊島区
池袋バルコ BBQ ピアガーデン	東京都豊島区
葛西臨海公園バーベキュー広場	東京都江戸川区
SORAMIDO BBQ	東京都江戸川区
CRYSTAL CAFE	東京都江戸川区
PARKLIFE CAFE & RESTAURANT	東京都江戸川区
山手十番館	神奈川県横浜市中区
ALOHA TABLE コレットマーレみなとみらい	神奈川県横浜市中区
ALOHA TABLE 横浜ベイクォーター	神奈川県横浜市神奈川区
CHUTNEY Asian Ethnic Kitchen	神奈川県横浜市神奈川区
A&P with terrace	神奈川県横浜市西区

名称	所在地
横浜モアーズ 食べ放題BBQビアガーデン	神奈川県横浜市西区
アトレ川崎 肉食べ放題BBQビアガーデン	神奈川県川崎市川崎区
ALOHA TABLE 湘南	神奈川県藤沢市
ALOHA TABLE テラスモール湘南	神奈川県藤沢市
ALOHA TABLE ららぽーと海老名	神奈川県海老名市
ALOHA TABLE ルミネ大宮	埼玉県さいたま市大宮区
ALOHA TABLE 仙台	宮城県仙台市青葉区
仙台パルコ2 肉食べ放題BBQビアガーデン	宮城県仙台市青葉区
わらやき屋仙台国分町	宮城県仙台市青葉区
ALOHA TABLE ペリエ千葉	千葉県千葉市中央区
ペリエ千葉 肉食べ放題BBQビアガーデン	千葉県千葉市中央区
チカニシキ	愛知県名古屋市中区
金山ソウル	愛知県名古屋市中区
アスナル金山ビアガーデン by Kumsan seoul	愛知県名古屋市中区
ALOHA TABLE 栄ミナミ	愛知県名古屋市中区
ALOHA TABLE 金山	愛知県名古屋市中区
猪口猪口	愛知県名古屋市中村区
小料理バル ドメ	愛知県名古屋市中村区
口々	愛知県名古屋市中村区
ガーデンレストラン徳川園	愛知県名古屋市中村区
ALOHA TABLE 星が丘テラス	愛知県名古屋市中村区
forty three	岐阜県岐阜市
YOKKAICHI HARBOR 尾上別荘	三重県四日市市
SURFSIDE KITCHEN	大阪府大阪市阿倍野区
SKY GARDEN 300	大阪府大阪市阿倍野区
ALOHA TABLE 京橋	大阪府大阪市都島区
“R” RIVERSIDE GRILL & BEERGARDEN	大阪府大阪市北区
ALOHA TABLE 静岡(FC)	静岡県静岡市葵区
ALOHA TABLE Waikiki	アメリカ合衆国 ハワイ州
GOOFY Cafe & Dine	アメリカ合衆国 ハワイ州
HEAVENLY Island Lifestyle	アメリカ合衆国 ハワイ州
ZIGU	アメリカ合衆国 ハワイ州
natuRe waikiki	アメリカ合衆国 ハワイ州
ALOHA STEAK HOUSE	アメリカ合衆国 ハワイ州
ALOHA TABLE 三成(FC)	韓国 ソウル特別市
ALOHA TABLE 始興(FC)	韓国 ソウル特別市
ALOHA TABLE 松島(FC)	韓国 ソウル特別市

(10) 使用人の状況 (2022年2月28日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
422名 (1,153名)	26名増 (92名減)

(注)使用人数は就業員数であり、パートは()内に年間の平均人員を外数で記載しておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
398名 (1,082名)	5名増 (148名減)	33.3歳	5.7年

(注)使用人数は就業員数であり、パートは()内に年間の平均人員を外数で記載しておりません。

(11) 主要な借入先の状況 (2022年2月28日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	480,000千円
株式会社商工組合中央金庫	300,000千円
株式会社徳島大正銀行	156,590千円
株式会社りそな銀行	120,008千円
株式会社きらぼし銀行	83,332千円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年2月28日現在)

- ① 発行可能株式総数 15,390,000株
- ② 発行済株式の総数 6,451,000株
- ③ 株主数 5,659名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ア ダ ス ト リ ア	3,289,400株	51.00%
株 式 会 社 D D ホ ー ル デ ィ ン グ ス	812,500株	12.60%
稲 本 健 一	169,900株	2.63%
鈴 木 伸 典	131,400株	2.04%
梶 田 知 嗣	87,700株	1.36%
株式会社SKYグループインベストメント	64,800株	1.00%
坂 東 幸 重	55,800株	0.87%
尾 家 産 業 株 式 会 社	48,900株	0.76%
キ ー コ ー ヒ ー 株 式 会 社	42,300株	0.66%
神 野 元 樹	37,100株	0.58%

(注)持株比率は自己株式(1,234株)を控除して計算しています。

⑤その他株式に関する重要な事項

当社は、2021年12月14日開催の取締役会において、株式会社アダストリアに対して2021年12月30日を払込期日とする第三者割当による新株式の発行を決議いたしました。これに伴い、当該払込期日において、発行済株式の総数は1,621,400株増加しております。

(2) 新株予約権等の状況 (2022年2月28日現在)

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2022年2月28日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴木伸典	ZETTON, INC. Chairman
取締役副社長	菊地大輔	ZETTON, INC. President / CEO
取締役副社長	小林智哉	管理本部長
取締役	田中俊一	営業本部長
取締役	手嶋雅夫	ティー・アンド・ティー株式会社 代表取締役社長 パーセク株式会社 代表取締役社長 一般社団法人スポーツフォーライフジャパン 代表理事 株式会社コーエーテクモホールディングス 社外取締役
取締役 (常勤監査等委員)	大曾根三郎	
取締役 (監査等委員)	渡部峻輔	AZX総合法律事務所 パートナー弁護士
取締役 (監査等委員)	馳雅樹	馳公認会計士事務所 所長 株式会社青山パートナーズコンサルティング 代表取締役・代表パートナー 税理士法人青山パートナーズ 統括代表社員・代表パートナー

- (注) 1. 取締役のうち、手嶋雅夫氏、渡部峻輔氏、馳雅樹氏は社外取締役であります。
2. 2021年5月25日開催の第26回定時株主総会最終の時をもって、取締役山田大輔氏は任期満了により退任いたしました。
3. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、情報収集及び取締役会以外の重要な会議への出席を可能とすべく、常勤監査等委員を1名選定しております。
4. 取締役(監査等委員)の渡部峻輔氏は、弁護士の資格を有しております。
5. 取締役(監査等委員)の馳雅樹氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は手嶋雅夫氏、渡部峻輔氏、馳雅樹氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役手嶋雅夫氏、取締役(常勤監査等委員)の大曾根三郎氏、取締役(監査等委員)の渡部峻輔氏、馳雅樹氏との間で、会社法第427条第1項

の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し負担することとなる損害賠償金または争訟によって生じた費用等を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令等に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役(監査等委員である取締役を含む)であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

④ 当事業年度に係る取締役及び監査等委員の報酬等の総額

(ア) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年5月18日開催の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。)の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月額固定報酬とし、役位、職責、当社への貢献度に応じて、役員報酬規程に定める役位ごとの月額報酬テーブルに基づき、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら

ら、総合的に勘案して決定しております。

b. 業績連動報酬等に関する方針

当社は業績連動報酬を導入しておりません。

c. 非金銭報酬等に関する方針

当社の取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層に共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高めるために、譲渡制限付株式の支給を取締役の役位及び貢献度等の事項を総合的に勘案して決定しております。

d. 報酬等の割合に関する方針

取締役の役位別の報酬割合については指名・報酬委員会において検討を行い、取締役会は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

決定された報酬等の額を十二等分し、在任中毎月の支払いとするものであります。

f. 報酬等の決定の委任に関する事項

上記の各報酬の個人別支給額は任意の指名報酬諮問委員会の答申を受け、毎年5月に開催する取締役会で決定しております。当該委員会は委員3名以上で構成し、その過半数は独立社外取締役とし、委員長は社外取締役より選定しております。

なお、各監査等委員である取締役の報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

(イ) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	支給人員	報酬等の種類別の総額		報酬等の総額
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	6名 (1)	62,400千円 (4,200)	199千円 (-)	62,599千円 (4,200)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	3名 (2)	10,800千円 (6,000)	-千円 (-)	10,800千円 (6,000)
合計 (うち社外役員)	9名 (3)	73,200千円 (10,200)	199千円 (-)	73,399千円 (10,200)

- (注) 1. 上表には、2021年5月25日開催の第26回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「(ア)役員報酬等の内容の決定に関する方針等」とおりであります。
4. 2020年5月27日開催の第25回定時株主総会において取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額は、年額150百万円以内(うち社外取締役分年額200百万円以内)と決議いただいております。また、上記取締役の報酬等の額とは別枠として、同日開催の第25回定時株主総会において取締役(監査等委員である取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与に関する金銭報酬債権として、年額30百万円以内(うち社外取締役5百万円以内)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数は、7名(うち、社外取締役は1名)です。
5. 2020年5月27日開催の第25回定時株主総会において監査等委員である取締役の報酬限度額は、年額25百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名(うち、社外取締役は2名)です。
6. 上記の非金銭報酬等の額には、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権にかかる報酬額として、当事業年度に計上した199千円が含まれております。

④ 社外役員の状況

(ア) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役手嶋雅夫氏は、ティー・アンド・ティー株式会社代表取締役社長、パーセク株式会社代表取締役社長、一般社団法人スポーツフォーライフジャパン代表理事及び株式会社コーエーテクモホールディングス社外取締役を兼務しておりますが、各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
- ・取締役(監査等委員)渡部峻輔氏は、AZX総合法律事務所パートナー弁護士を兼務しておりますが、当社と同事務所との間に特別な関係はありません。
- ・取締役(監査等委員)の馳雅樹氏は、馳公認会計士事務所所長、株式会社青山パートナーズコンサルティング代表取締役及び税理士法人青山パートナーズ統括代表社員を兼務しておりますが、当社と各兼職先との間に特別な関係はありません。

(イ) 社外役員の主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
手嶋 雅夫	取締役	当期開催の取締役会23回のうち23回に出席いたしました。 企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、会社経営やマーケティングおよび販売促進に関する戦略について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するため適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
渡部 峻輔	取締役 (監査等委員)	当期開催の取締役会23回のうち23回、また監査等委員会12回のうち12回に出席いたしました。 弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
馳 雅樹	取締役 (監査等委員)	当期開催の取締役会23回のうち23回、また監査等委員会12回のうち12回に出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	17,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	— 千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人より必要書類の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠を審議した結果、適切であると判断したため、会計監査人の報酬の額について同意しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合において、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部	負 債 の 部
流 動 資 産	流 動 負 債
2,827,060	2,015,865
現金及び預金	買掛金
2,313,726	216,593
売掛金	短期借入金
84,837	95,000
商品	1年内返済予定の長期借入金
835	455,540
原材料及び貯蔵品	リース債務
78,706	123
前払費用	未払金
89,605	113,481
未収入金	未払費用
255,483	202,048
その他	未払法人税等
3,865	112,724
固 定 資 産	未払消費税等
2,393,864	113,104
有形固定資産	株主優待引当金
1,424,827	12,771
建物及び構築物	前受金
1,237,219	664,069
車両運搬具	その他
1,983	30,408
工具、器具及び備品	固 定 負 債
169,811	1,163,841
建設仮勘定	長期借入金
15,791	896,813
その他	資産除去債務
20	243,100
無形固定資産	その他
34,420	23,927
のれん	負 債 合 計
7,590	3,179,706
ソフトウェア	純 資 産 の 部
4,242	株 主 資 本
その他	2,058,963
22,588	資 本 金
投資その他の資産	1,207,416
934,615	資 本 剰 余 金
投資有価証券	827,810
0	利 益 剰 余 金
長期前払費用	23,954
1,683	自 己 株 式
差入保証金	△217
463,325	その他の包括利益累計額
繰延税金資産	△17,745
469,464	為替換算調整勘定
その他	△17,745
141	純 資 産 合 計
資 産 合 計	2,041,218
5,220,924	負 債 純 資 産 合 計
	5,220,924

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		4,619,510
売上原価		1,189,089
売上総利益		3,430,421
販売費及び一般管理費		4,610,078
営業損失(△)		△1,179,656
営業外収益		
受取利息	88	
為替差益	4,604	
助成金収入	1,478,448	
その他	9,513	1,492,654
営業外費用		
支払利息	46,494	
その他	2,915	49,410
特別利益		263,587
保険解約返戻金	925	
債権免除	372,817	373,742
特別損失		
減損損失	1,924	
その他	394	2,319
税金等調整前当期純利益		635,010
法人税、住民税及び事業税	51,305	
法人税等調整額	1,580	52,886
当期純利益		582,124
親会社株主に帰属する当期純利益		582,124

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部	負 債 の 部
流 動 資 産	流 動 負 債
1,796,835	1,290,444
現金及び預金	買掛金
1,336,704	186,039
売掛金	短期借入金
72,905	95,000
商品	1年内返済予定の長期借入金
835	455,540
原材料及び貯蔵品	リース債務
54,909	123
前払費用	未払金
71,757	107,953
立替金	未払費用
3,054	189,545
未収入金	未払法人税等
254,270	79,116
その他	未払消費税等
2,398	64,951
固 定 資 産	株主優待引当金
2,232,004	12,771
有形固定資産	前受金
1,231,568	80,246
建物及び構築物	その他
1,111,189	19,156
車両運搬具	固 定 負 債
1,983	1,141,863
工具、器具及び備品	長期借入金
110,092	896,813
建設仮勘定	資産除去債務
8,282	243,100
その他	その他
20	1,950
無形固定資産	負 債 合 計
7,236	2,432,308
ソフトウェア	純 資 産 の 部
4,242	株 主 資 本
借地権	1,596,532
その他	資本金
384	1,207,416
投資その他の資産	資本剰余金
993,199	827,810
投資有価証券	資本準備金
0	827,810
長期貸付金	利益剰余金
141	△438,476
長期前払費用	その他利益剰余金
1,683	△438,476
差入保証金	繰越利益剰余金
400,380	△438,476
関係会社株式	自己株式
121,529	△217
繰延税金資産	純 資 産 合 計
469,464	1,596,532
資 産 合 計	負 債 純 資 産 合 計
4,028,840	4,028,840

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	3,856,859
売 上 原 価	1,076,939
売 上 総 利 益	2,779,920
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,117,616
営 業 損 失 (△)	△1,337,696
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	1,204
為 替 差 益	4,604
助 成 金 収 入	1,478,448
そ の 他	8,859
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	46,494
そ の 他	3,140
経 常 利 益	105,785
特 別 利 益	
保 険 解 約 返 戻 金	925
特 別 損 失	
減 損 損 失	1,924
そ の 他	394
税 引 前 当 期 純 利 益	104,391
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	26,802
法 人 税 等 調 整 額	△378
当 期 純 利 益	77,967

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年4月15日

株式会社ゼットン
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	柴谷哲朗	Ⓔ
業務執行社員			
指定有限責任社員	公認会計士	清水幸樹	Ⓔ
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ゼットンの2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゼットン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は、新型コロナウイルス感染症の業績への影響は引き続き継続するものの、2023年2月期については緩やかに持ち直し、2024年2月期以降については、当該感染症の拡大以前の状況まで回復するとの仮定に基づき、会計上の見積り（繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損等）を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年4月15日

株式会社ゼットン
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	柴谷哲朗	Ⓔ
業務執行社員			
指定有限責任社員	公認会計士	清水幸樹	Ⓔ
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ゼットンの2021年3月1日から2022年2月28日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は、新型コロナウイルス感染症の業績への影響は引き続き継続するものの、2023年2月期については緩やかに持ち直し、2024年2月期以降については、当該感染症の拡大以前の状況まで回復するとの仮定に基づき、会計上の見積り（繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損等）を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第27期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に従い、当社の内部監査部門等と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該
内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、
指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社
の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうか
についての取締役会の判断及び理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月18日

株式会社ゼットン 監査等委員会
常勤監査等委員 大曾根 三郎 ㊟
監査等委員 渡部 峻輔 ㊟
監査等委員 馳 雅樹 ㊟

(注) 監査等委員渡部峻輔及び馳雅樹は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

- ① 当社の事業の多様化に対応するため、事業の目的事項を追加するものであります(変更案第2条)。
- ② 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年としておりますが、事業運営の効率化を図ることで、経営情報の適時適切な開示による経営の透明性に、より一層繋がるものと考え、当社の事業年度を毎年2月1日から翌年1月末日までの1年とするべく、次のとおり定款を変更するものであります。
 - (ア) 現行定款第40条(事業年度)を変更し、これに伴い、現行定款第11条(定時株主総会の基準日)、及び第42条(剰余金の配当の基準日)につき、所要の変更を行うものであります。
 - (イ) 上記の事業年度の変更に伴う経過措置として、附則第2条を新設するものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。
- ③ 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
 - (ア) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第13条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
 - (イ) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第13条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
 - (ウ) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - (エ) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則第3条を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、上記③を除き本総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p>	<p>第1章 総 則</p>
<p>第1条 (条文省略) (目的)</p>	<p>第1条 (現行どおり) (目的)</p>
<p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p>	<p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p>
<p>1 飲食店の経営 2 飲食店の企画、運営に関するコンサルタント業 3 結婚式、披露宴の企画及び運営 4 公共施設の活性化を図るためのコンサルタント業 5 宿泊施設の経営及びそのコンサルタント業 6 テナントの仲介及び斡旋 7 加工食品の販売 8 グラフィックデザイン業 9 工業、商業デザインの設計及びそのコンサルタント業 10 旅行業法に基づく旅行業 11 旅行業法に基づく旅行者代理業 (新設)</p>	<p>1 飲食店の経営 2 飲食店の企画、運営に関するコンサルタント業 3 結婚式、披露宴の企画及び運営 4 公共施設の活性化を図るためのコンサルタント業 5 宿泊施設の経営及びそのコンサルタント業 6 テナントの仲介及び斡旋 7 加工食品の販売 8 グラフィックデザイン業 9 工業、商業デザインの設計及びそのコンサルタント業 10 旅行業法に基づく旅行業 11 旅行業法に基づく旅行者代理業 12 温泉浴場施設及びサウナ風呂並びに宿泊施設の企画、経営、コンサルタント</p>
<p>12 前各号に付帯する一切の業務</p>	<p>13 前各号に付帯する一切の業務</p>
<p>第3条～第10条 (条文省略) (定時株主総会の基準日)</p>	<p>第3条～第10条 (現行どおり) (定時株主総会の基準日)</p>
<p>第11条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。</p>	<p>第11条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年1月31日とする。</p>
<p>第12条 (条文省略) <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p>	<p>第12条 (現行どおり) (削 除)</p>
<p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p>
	<p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。 (2) 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して公布する書面に記載することを要しないものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第14条～第39条 (条文省略)</p> <p>(事業年度)</p> <p>第40条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。</p> <p>第41条 (条文省略) (剰余金の配当の基準日)</p> <p>第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。 (2) 当社の中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。 (3) (条文省略)</p> <p>第43条 (条文省略)</p> <p>附則第1条 (条文省略) (新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第14条～第39条 (現行どおり)</p> <p>(事業年度)</p> <p>第40条 当社の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までの1年とする。</p> <p>第41条 (現行どおり) (剰余金の配当の基準日)</p> <p>第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年1月31日とする。 (2) 当社の中間配当の基準日は、毎年7月31日とする。 (3) (現行どおり)</p> <p>第43条 (現行どおり)</p> <p>附則第1条 (現行どおり) <u>(事業年度および剰余金の配当の基準日に関する経過措置)</u></p> <p>第2条 <u>定款第40条の規定にかかわらず、第28期事業年度は、2022年3月1日から2023年1月31日までとする。</u> <u>(2) 定款第42条第2項の規定にかかわらず、第28期事業年度の中間配当の基準日は2022年8月31日とする。</u> <u>(3) 本条は、2023年1月31日まで有効であり、同日の経過をもってこれを削除する。</u> <u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p>第3条 <u>定款第13条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u> <u>(2) 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更後定款第13条はなお効力を有する。</u> <u>(3) 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 資本金および資本準備金の額の減少ならびに剰余金処分の件

当社は、コロナ禍において財務体質の健全化を推し進めてまいりました。このような中で、当社の繰越利益剰余金の欠損を填補し更なる財務体質の健全化を図り効率的な経営を推進するため、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行いたく存じます。

具体的には、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金の欠損填補に充当いたします。

なお、本議案は発行済株式総数を変更することなく、資本金及び資本準備金の額のみを減少いたしますので、株主の皆様のご所有の株式数に影響を与えるものではありません。

また、資本金及び資本準備金の額の減少は貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理に関するものであり、当社の純資産額および発行済株式総数にも変更はございませんので、1株あたりの純資産額に変更が生じるものではございません。

(1) 資本金及び資本準備金の額の減少

① 減少すべき資本金の額

資本金1,207,416,162円のうち1,117,416,162円を減少し、90,000,000円といたします。払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する額の全額を、資本準備金に振り替えます。

② 減少すべき資本準備金の額

資本準備金1,945,226,712円のうち438,476,910円を減少し、1,506,749,802円といたします。減少する額の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

(2) 剰余金の処分内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件として、資本金及び資本準備金の額の減少により生じるその他資本剰余金438,476,910円を繰越利益剰余金に振り替え、欠損補填に充当いたします。

① 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 438,476,910円

② 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 438,476,910円

(3) 資本金および資本準備金の額の減少ならびに剰余金処分が効力を生ずる日

2022年5月31日

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされ、当事業年度における業務遂行状況等に鑑み、各候補者は当社の取締役として適任であるとの意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	すずき しんすけ 鈴木伸典 (1971年10月23日)	1996年11月 当社 入社 2004年5月 当社 取締役副社長 2005年5月 当社 取締役副社長 経営企画室長 2007年6月 当社 取締役副社長 営業本部長 2016年3月 当社 代表取締役社長 営業本部長 2018年3月 当社 代表取締役社長 2021年3月 当社 代表取締役社長 兼 ZETTON, INC. Chairman (現任)	135,267株
<p>(取締役候補者の選任理由)</p> <p>長らく営業部門を担当し、当社事業に精通するとともに会社経営に関する豊富な知見と経験を有しているほか、2016年からは代表取締役社長として当社グループ経営の舵取りを担っております。これらの実績を踏まえ、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	ふり が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の 株式数
2	ま く ち だ い すけ 菊 地 大 輔 (1974年11月7日)	2003年7月 当社 入社 2007年10月 当社 営業本部 東京営業部長 2010年3月 当社 ダイニング事業部長 兼 マリ タワー事業部長 2013年5月 当社 執行役員 営業本部 副本部長 兼 ダイニング事業部長 2015年3月 当社 執行役員 ダイニング事業部長 兼 ZETTON, INC. Director 2017年3月 当社 執行役員 海外事業担当 兼 ZETTON, INC. Director 2017年9月 ZETTON, INC. Vicepresident / COO 2020年5月 当社 取締役副社長 兼 ZETTON, INC. Vicepresident / COO 2021年3月 当社 取締役副社長 兼 ZETTON, INC. President CEO (現任)	一株
(取締役候補者の選任理由)			
国内外の営業部門における豊富な経験と見識を有しております。今後もその幅広い知識と経験を当社の経営に活かし、企業価値向上につなげるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
3	こ ばやし とも や 小 林 智 哉 (1975年10月16日)	1999年4月 フジパン株式会社(現 フジパング ー本本社株式会社) 入社 2007年7月 当社 入社 2008年3月 当社 内部監査室長 2013年5月 当社 管理副本部長 2015年1月 当社 人事総務部長 2017年6月 当社 執行役員 管理本部長 兼 人事 総務部長 2018年5月 当社 取締役 管理本部長 2020年5月 当社 取締役副社長 管理本部長 (現任)	2,617株
(取締役候補者の選任理由)			
これまで当社の管理部門の要職を歴任し、管理部門及び経営全般における豊富な見識や職務経験は、当社グループのコーポレート・ガバナンス体制の強化及び取締役会の更なる機能強化に資すると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
4	たなか しゅんいち 田中 俊一 (1982年4月14日)	2005年6月 当社 入社 2015年3月 当社 ダイニング事業部 副部長 2017年3月 当社 ダイニング事業部長 2018年3月 当社 執行役員 営業本部長 2019年5月 当社 取締役 営業本部長 (現任)	2,172株
(取締役候補者の選任理由)			
入社以来、営業部門を担当し、その役割を適切に果たしており、当社営業部門における豊富な経験と見識を有しております。これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
5	てじま まさお 手嶋 雅夫 (1957年11月18日)	1982年4月 株式会社博報堂 入社 1992年3月 アルダス株式会社 (現 アドビ株式会社) 代表取締役社長 1994年11月 マクロメディア株式会社 (現 アドビ株式会社) 代表取締役社長 2000年9月 ショックウェーブ・ドットコム株式会社 代表取締役 2001年2月 ティー・アンド・ティー株式会社 代表取締役社長 (現任) 2004年6月 パーセクアンドエーティー株式会社 (現 パーセク株式会社) 代表取締役社長 (現任) 2006年6月 オープンテーブル株式会社 代表取締役CEO 2007年1月 一般財団法人スポーツフォーライフ設立 代表理事就任 (現任) 2014年6月 株式会社コーエーテクモホールディングス 社外取締役 (現任) 2015年5月 当社 社外取締役 (現任)	500株
(取締役候補者の選任理由)			
企業経営者として経営に関する豊富な経験及び知見を有すること、またマーケティングおよび販売促進に関する戦略について幅広い知見を有しております。その豊富な経験と知識を当社の業務執行に反映できると考え、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
6	きむら おきむ 木村 治 (1969年9月2日) 【新任】	2011年9月 株式会社トリニティアーツ(現 株式会社アダストリア) 代表取締役社長 2013年4月 株式会社FRIENDS取締役 2013年9月 株式会社アダストリアホールディングス(現 株式会社アダストリア) 取締役 Adastria Asia Co., Ltd. 董事 2014年2月 株式会社N9&PG(現 株式会社アダストリア・ロジスティクス) 取締役 2015年5月 株式会社アダストリアホールディングス(現 株式会社アダストリア) 取締役 上席執行役員 2016年6月 株式会社アダストリア常務取締役 2016年11月 peoples inc. 株式会社取締役副社長 株式会社アリシア(現 株式会社BUZZWIT) 取締役副社長 2017年3月 株式会社エレメントルール取締役副社長(現任) 2017年10月 株式会社ADASTRIA eat Creations代表取締役社長(現任) 2018年3月 株式会社アダストリア取締役副社長 2019年5月 久恩攻貿易(上海)有限公司董事(現任) 2020年2月 株式会社BUZZWIT取締役 2021年5月 株式会社アダストリア取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社アダストリア取締役社長 株式会社エレメントルール取締役副社長 株式会社ADASTRIA eat Creations代表取締役社長 久恩攻貿易(上海)有限公司董事	一株
(取締役候補者の選任理由) 当社の親会社の取締役社長として経営に関する豊富な経験及び知見を有すること、また、営業・店舗開発分野において豊富な経験と高い見識を有することから、当社の企業価値の向上に貢献いただくため、当社取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 木村治氏の在籍する株式会社アダストリアは、当社の大株主かつ親会社であります。また、同氏の現在及び過去10年間における当社の親会社である株式会社アダストリアの業務執行者としての地位及び担当は、「略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)」欄に記載のとおりであります。
3. 各取締役候補者の所有する当社の株式数は、当期末(2022年2月28日)現在の株式数を記載しております。なお、この株式数には当社役員持株会における本人持分が含まれません。

4. 当社は、手嶋雅夫氏との間で会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める責任限度額としております。同氏の選任が原案通り承認された場合、同氏は業務執行取締役役に就任予定であり、本定時株主総会終結の時をもって当該契約を終了する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金または争訟によって生じた費用等を当該保険により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新をする予定であります。
6. 当社は手嶋雅夫氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の選任が原案どおり承認された場合、同氏は業務執行取締役役に就任予定であり独立役員の指定を解除いたします。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（3名）が任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	おおぞねさぶろう 大曾根 三郎 (1949年12月26日)	1970年2月 株式会社帝国ホテル 入社 2000年6月 同社 帝国ホテル大阪 管理部長 2002年8月 同社 帝国ホテル大阪 接遇部長 2005年6月 同社 情報システム部長 2007年10月 当社 入社 人事総務部長 2014年5月 当社 常勤監査役 2020年5月 当社 常勤監査等委員である取締役 (現任)	一株
(取締役候補者の選任理由) 長年にわたるサービス業界での経験に加え、入社以来、当社人事総務部門を担当し、2014年より当社常勤監査役、2020年より当社常勤監査等委員として当社グループの経営全般の監査を行っております。これまでの当社における経験や業界に精通した様々な観点から監査を行い、経営の健全性、適正性の確保に努めていただいております。これらの経験と実績を引き続き当社の監査・監督機能の強化に活かしていただくことが期待できることから、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。			
2	わたなべしげんすけ 渡部 峻輔 (1984年8月27日)	2009年9月 司法試験合格、司法研修所 入所 2010年12月 弁護士登録 2011年1月 クリフォードチャンス法律事務所 外国法共同事業 入所 2014年11月 AZX総合法律事務所 入所 2017年5月 当社 社外監査役 2018年1月 AZX総合法律事務所 パートナー弁護士 (現任) 2020年5月 当社 監査等委員である社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) AZX総合法律事務所 パートナー弁護士	一株
(社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要) 弁護士としての豊富な経験、実績、見識を有しており、当社における重要な意思決定と業務執行の監督に有用な役割を果たしております。選任後は弁護士としての専門的な知見を活かし、業務執行を行う経営陣とは独立した客観的な立場で、特に法務の観点から妥当性・適法性を確保するための助言・提言をいただけるものと期待しております。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
3	はせ まさ き 馳 雅 樹 (1963年10月28日)	1987年10月 英和監査法人 アーサー・アンダーセン東京事務所（現 有限責任あずさ監査法人）入所 1991年 8月 公認会計士登録 1994年 1月 本郷会計事務所（現 辻・本郷税理士法人）入所 1998年 9月 馳公認会計士事務所 所長（現任） 1998年12月 税理士登録 1999年 8月 有限会社青山パートナーズ（現 株式会社青山パートナーズコンサルティング）設立 代表取締役・代表パートナー（現任） 2005年11月 青山パートナーズヒューマンサービス有限会社（現 青山パートナーズヒューマンサービス株式会社）取締役（現任） 2011年10月 税理士法人青山パートナーズ 設立 統括代表社員・代表パートナー（現任） 2020年 5月 当社 監査等委員である社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 馳公認会計士事務所 所長 株式会社青山パートナーズコンサルティング 代表取締役・代表パートナー 税理士法人青山パートナーズ 統括代表社員・代表パートナー	741株
<p>（社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要）</p> <p>公認会計士・税理士としての専門的な知識と企業経営に関する幅広い見識を有しており、当社における重要な意思決定と業務執行の監督に有用な役割を果たしているため、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は公認会計士・税理士としての専門的な知見を活かし、業務執行を行う経営陣とは独立した客観的な立場で、特に財務及び会計の観点から妥当性・適法性を確保するための助言・提言をいただけるものと期待しております</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各取締役候補者の所有する当社の株式数は、当期末（2022年2月28日）現在の株式数を記載しております。なお、この株式数には当社役員持株会における本人持分が含まれません。
3. 渡部峻輔氏及び馳雅樹氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
4. 渡部峻輔氏及び馳雅樹氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって渡部峻輔氏は2年、馳雅樹氏は2

年となります。また、渡部峻輔氏は社外監査役も含めた通算の在任期間は5年となります。

5. 当社は、大曾根三郎氏、渡部峻輔氏及び馳雅樹氏との間で会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める責任限度額としており、各氏の選任が原案どおり承認された場合には、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金または争訟によって生じた費用等を当該保険により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新をする予定であります。
7. 当社は渡部峻輔氏及び馳雅樹氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、各氏の選任が原案どおり承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

以上

「インターネットによる議決権行使のご案内」

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）をご利用いただくことによるのみ可能です。

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容の変更をされる場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要がございます。

※「QRコード」は、株式会社デンソーウェアの登録商標です。

3. 議決権行使のお取り扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、2022年5月24日（火曜日）午後6時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 議決権行使書の郵送による方法とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。また、インターネットにより複数回、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(4) パソコンまたはスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合がございます。

4. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート

【専用ダイヤル】0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00) ※通話料無料

(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

①証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

②証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部

【電話】0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く) ※通話料無料

以上

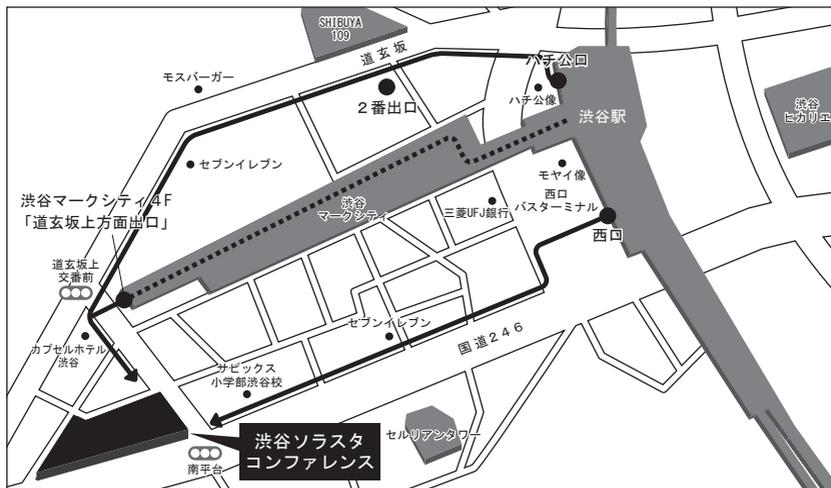
メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

【会場】東京都渋谷区道玄坂1丁目21番1号 渋谷ソラスタ 4階
「渋谷ソラスタコンファレンス 4D」

※ご出席の株主様向けのお土産のご用意はございません。予めご了承ください。



(交通のご案内)

- 渋谷駅西口から 徒歩6分
- 渋谷マークシティ4F「道玄坂上方面出口」から 徒歩2分
- 渋谷駅ハチ公口から 道玄坂経由 徒歩7分

※お願い：駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮いただき公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

<新型コロナウイルスに関するお知らせ>

新型コロナウイルスが流行しておりますが、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をご確認の上、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。郵送やインターネットにより事前に議決権を行使することができますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。

また、株主総会会場において、感染防止のための措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

zetton_{Inc.}